

# 産業廃棄物処分量許可証

住 所 群馬県桐生市広沢町六丁目938番地の1

氏 名 株式会社中太商店

代表取締役 中島光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 2年 3月13日

許可の有効期限 令和 7年 3月12日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（圧縮）、中間処理（切断）

### (2) 産業廃棄物の種類

中間処理（圧縮）

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上4種類）

中間処理（切断）

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上4種類）

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) ア 中間処理施設（圧縮）の設置場所

群馬県桐生市広沢町六丁目字小婦田原938番1、984番、984番2、986番、987番、988番1、988番2、1026番2及び1026番3

### イ 中間処理施設（圧縮）の設置年月日

平成12年 3月13日

### ウ 中間処理施設の最大処理能力

#### (ア) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [2.4t/日]

ゴムくず [8.2t/日]

金属くず [20.4t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [3t/日]

**当社の許可なきコピーは無効とします。**

**株式会社 中太商店**



様式第九号 (第十条の六関係)

- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所  
群馬県桐生市広沢町六丁目字小婦田原938番1、984番、984番2、986番、  
987番、988番1、988番2、1026番2及び1026番3
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力  
保管面積 580㎡ 保管容量 1,740㎥  
※2(2)中間処理施設(切断)で処理する産業廃棄物の保管能力は、2(1)中間処  
理施設(圧縮)に含まれる。
- (2) ア 中間処理施設(切断)の設置場所  
群馬県桐生市広沢町六丁目字小婦田原938番1、984番、984番2、986番、  
987番、988番1、988番2、1026番2及び1026番3
- イ 中間処理施設(切断)の設置年月日  
平成12年 3月13日
- ウ 中間処理施設の最大処理能力  
(ア) 施設の種類 切断  
産業廃棄物の種類及び能力  
廃プラスチック類 [0.7t/日]  
ゴムくず [2.4t/日]  
金属くず [6t/日]  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [4.8t/日]
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所  
群馬県桐生市広沢町六丁目字小婦田原938番1、984番、984番2、986番、  
987番、988番1、988番2、1026番2及び1026番3

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成12年	3月13日	新規許可
平成17年	3月13日	更新許可
平成22年	3月13日	更新許可
平成27年	3月13日	更新許可
令和 2年	3月13日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**

**当社の許可なきコピーは  
無効とします。**

**株式会社 中太商店**